

あけまして
おめでとうございます

新年は、1月6日(月)
より通常どおり営業さ
せていただきます。



謹賀新年

柳井 光雄



何のためにそれをしているのか
他に考えること、方法はないか
わかってもらう努力をしているか

私どもの事務所の入り口近くの壁に掲げられている。昭和60年の年のはじめに作成したものである。既に18年の歳月が流れている。円高不況、そしてバブルの隆盛、バブルの崩壊とその時々において「考えることの大切さ」を教え続けてくれた言葉です。

何のためにそれをしているのか

今までしてきたことをあらためて原点から考えてみるとその必然性において疑問符をつけなければならないことがしばしば見受けられる。「単に今までずっとしてきている」「みんながやっている」ということで何となくしていることは結構多い。当初はそれなりの目的があったのであろうが時の移ろいの中でそれが風化し、いつしか「していること」だけが残骸として残り、何の疑問を持つことなくひたすら続けることになってしまっている。

人は変革に対して非常に抵抗を示す。その先がとんでもない状況となることが予測されても、なかなか新しい方向へと動かない。毎年、赤字を続けながらも昨日と同じ今日、去年と同じ今年を歩み続けようとする。

ある大手の会社で書類を整理したら不要なものがトラックで何台分も出てきたそうだ。

経費の削減だけでなく作業の削減も見直してみよう。

他に考えること、方法はないか

たとえば、「中小企業だからそれはできない。」「うちの社員では無理だ。」「中小企業では必要ない。」とマイナス志向の中小企業経営者は意外と多い。しかし、中小企業の最大の武器は、チャレンジ精神であり、時間・苦労をいとわず挑戦し続けるバイタリティの筈です。

無理だと思ふことも少し視点を変えるとできる方法が見つかることも多い。目的のために必ずともその方法にこだわる必要もなく別の方法で充分であったりというケースも多くあります。

わかってもらう努力をしているか

売り手がいくら良い商品・サービスと思ってもお客様に受けられなければ単なる「物」や「煩わしさ」でしかない。「猫に小判」というように相手が良いさを十分に知らなければ何の値打ちも生まれない。商品・サービスとは、お客様自身の感性の中に存在するもの。その商品を持つ喜び、使うことの楽しみ、受けたサービスについてうれしいと感じたところから生まれてくるものです。お客様の感性を生み出す努力、増長させる努力が必要なのです。

「お客様のためにこれだけ一生懸命頑張りました。」ということもお仕着せにならないように注意して伝えれば、そのことでお客様の心の中に1つの喜びを与えることもできます。

お正月は、会社経営について考える絶好の機会です。大いに考え、大きな夢を是非描いてください。この一年がみなさまにとってすばらしい一年になりますように。

おすすめホームページ (当所ホームページをご覧ください)

お正月テレビは、毎年変わりばえしません。ある調査によると中小企業の80%以上が、インターネットを利用しているようです。

当所のホームページは、税務、経営、資金など企業をサポートする各情報にリンクしております。1粒で10倍使えます。

新しい年のプランに、情報源に利用していただければ幸いです。

<http://www.naganuma.com>

(山本誠一)

中小企業総合事業団

<http://www.jasmec.go.jp>

(財)兵庫県中小企業振興公社

<http://web.hyogo-iic.ne.jp>

おすすめ TV 番組

「企業未来チャレンジ 21」

TV 大阪 毎週土曜 AM6:45~7:00

元気印の中小企業を案内しています。業種や規模は違って、基本となる考え方はどんな会社にも参考となるでしょう

お客様をご紹介下さい

いつもご愛顧頂きありがとうございます。

このたび、業務案内を一新いたしました。各担当者が所持しておりますので、一度ご覧下さい。そして、私共の業務を改めてご確認頂き、ご意見を頂けたら幸いです。

私共は、そこに掲載されている「6大信条」をモットーに皆様から安心してお客様をご紹介して頂けるよう、職員一同鋭意努力していききたいと思います。

どうぞよろしくお願い致します。

(佐伯芳子)

新入社員紹介

長沼 隆伸



昭和48年4月25日生

星座 おうし座

血液型 AB型

10月に入所し3ヶ月が経ちました。

一日でも早く一人前の職業会計人になれるよう一生懸命頑張りますので宜しくお願いします。

編集後記



株式の相場格言で、「辰巳(たつみ)天井、午(うま)しり下がり、未(ひつじ)辛抱、申酉(さるとり)騒ぐ。戌(いぬ)は笑い、亥(い)固まる、

子(ね)は繁栄、丑(うし)はつまづき、寅(とら)千里を走り、卯(うさぎ)は跳ねる」と言うそうです。今年は未、辛抱の年？ですが、がんばって明るい年にしたいものです。今回は業務一課がお届けしました。

(久保徳子)

社会保険制度の改正...総報酬制の導入(平成15年4月から)

平成15年4月から、健康保険と厚生年金の保険料が総報酬制に変更されます。「総報酬制」とは、毎月支給される月給と同率の保険料を賞与からも控除する仕組みです。

対象となる賞与の上限は、健康保険が200万円、厚生年金が150万円となります。

	平成15年3月まで		平成15年4月から	
	月給	賞与	月給	賞与
健康保険	8.5%	1% (被保険者負担分の内 0.2%は国が負担)	8.2%	
厚生年金	17.35%	1%	13.58%	

(坂本護)